

新富町長 小 嶋 崇 嗣
(公 印 省 略)

「市町村民税・道府県民税寄附金税額控除に係る申告特例申請書」の送付について

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、この度はふるさと寄附のお申し込みをいただきまして、誠にありがとうございます。
ます。

「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」を送付いたしますので、恐れいりますが、
申請書にご記入のうえ、宮崎県新富町ふるさと納税ワンストップ受付センター宛に返送
いただきますようお願いいたします。

※ワンストップ特例制度とは

確定申告や住民税の申告を行わない給与所得者及び年金所得者が寄附をした場合に、
寄附先が5自治体以内であれば確定申告が不要になる制度です。

この制度を利用するには、同封してありますワンストップ特例申請書に、チェック
(2ヶ所)の上、期限内(令和5年1月10日まで)に寄附先に提出する必要があるございま
す。記入例をご覧ください、必要事項を記入の上、同封してあります返信用封筒にて
ご提出をお願いいたします。

※提出後に住所変更があった場合などは届出が必要です。必ずご連絡ください。

※本町で受付が完了した際には、受理通知書の郵送に代えて、ご登録のアドレスへメールにてご連絡をさせていただきます。

※期限(令和5年1月10日まで)を過ぎた場合、申請書を受け付けできませんのでご了承
ください。

【お問い合わせ先】
新富町ふるさと納税サポート室
TEL 0955-53-8488

※新富町では、ワンストップ特例申請受付業務を外部委託しています。

ワンストップ特例申請書は、宮崎県新富町ふるさと納税ワンストップ受付センターま
で郵送してください。

(別添の返信用封筒用紙をご使用ください。)

裏面の「ワンストップ特例申請書の記入と添付書類について」も必ずお読みください

ワンストップ特例申請書の記入について

令和 年 寄附分 市町村民税 寄附金額控除に係る申告特例申請書
道府県民税

令和 年 月 日	整理番号
住所	フリガナ
	氏名
	個人番号
電話番号	性別 男 女
	生年月日 田 大 昭 平

こちらに個人番号(マイナンバー)を誤りなく、ご記入ください。

記入されている住所と今回添付する確認書類の住所が一致しているか確認してください

※住民票に記載されている住所 となりますのでご確認ください。

※記載内容で訂正がある場合は、お手数ですが二重線で消したうえで、ご訂正をお願いいたします。

2. 申告の特例の適用に関する事項

申告の特例の適用を受けるための申請は、①及び②に該当する場合のみ行うことができます。①及び②に該当する場合、それぞれ下の欄の□にチェックをしてください。

① 地方税法附則第7条第1項(第8項)に規定する申告特例対象寄附者である

(注) 地方税法附則第7条第1項(第8項)に規定する申告特例対象寄附者とは、①及び②に該当すると見込まれる者をいいます。

(1) 地方団体に對する寄附金を支出する年の前年の所得税について所得税法第120条第1項の規定による申告書を提出する義務がない者又は同法第121条(第1項ただし書を除く。)の規定の適用を受ける者

(2) 地方団体に對する寄附金を支出する年の翌年の4月1日の属する年度分の市町村民税・道府県民税に對して、当該寄附金に係る寄附金額控除の控除を受ける目的以外に、市町村民税・道府県民税の申告書の提出(当該申告書の提出がされたものとみなされる確定申告書の提出を含む。)を要しない者

② 地方税法附則第7条第2項(第9項)に規定する要件に該当する者である

(注) 地方税法附則第7条第2項(第9項)に規定する要件に該当する者とは、この申請を含め申告特例対象年の1月1日から12月31日の間に申告の特例の適用を受けるための申請を行う地方団体の長の数が以下であると見込まれる者をいいます。

①は、ふるさと納税の寄附金控除を受ける目的以外に所得税や住民税の確定申告を行う必要がない場合、チェックを入れてください。

②は、寄附する市町村数が、年間で5市町村以下であると見込まれる場合、チェックを入れてください。(6市町村以上になると確定申告が必要になります。)

添付書類について

平成29年1月1日からのふるさと納税として、ご寄附をいただいた方の中で、ワンストップ特例制度を利用される方については、申請書に個人番号(マイナンバー)の記入と本人確認書類の添付が必要になります。

なお、本人確認書類には、**番号1～3のいずれかの書類が必要になります**ので、申請書とともにご提出ください。

※個人番号(マイナンバー)の記入ミスや、本人確認書類が添付されていない場合は、ワンストップ特例制度をご利用いただけませんのでご注意ください。

1	 <p>個人番号(マイナンバー)カードの写し(裏面)</p>	 <p>個人番号(マイナンバー)カードの写し(表面)</p>
2	<p>通知カードの写し又は住民票(個人番号付き)の写し</p>  	<p>次の顔写真入り身分証明書のうちいずれかの写し1点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 運転免許証 ・ 運転経歴証明書 ※平成24年4月1日以降に発行されたもの ・ 旅券(パスポート) ・ 身体障害者手帳 他
3	<p>通知カードの写し又は住民票(個人番号付き)の写し</p>  	<p>次のうちいずれかの写し2点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 印鑑登録証明書 ・ 国民年金手帳 ・ 母子健康手帳 ・ 地方税、国税、公共料金の領収書 ・ 納税証明書 ・ 住民票 ・ 健康保険の被保険者証(健康保険証) ・ 写真なし身分証明書(資格証明書など)

ワンストップ特例申請書の提出後に、住所・氏名などが変更になった場合は、**変更届の提出が必要です。**必要書類等を送付いたしますので**必ずご連絡ください。**

年 月 日		整理番号	
殿		フリガナ	
住 所	氏名		
	個人番号		
電話番号	生年月日	明大昭 平令	

「個人番号」欄には、あなたの個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載してください。

あなたが支出した地方税法第37条の2（第314条の7）第2項に規定する特例控除対象寄附金（以下「特例控除対象寄附金」という。）について、同法附則第7条第1項（第8項）の規定による寄附金税額控除に係る申告の特例（以下「申告の特例」という。）の適用を受けようとするときは、下の欄に必要な事項を記載してください。

（注1） 上記に記載した内容に変更があった場合、申告特例対象年の翌年の1月10日までに、申告特例申請事項変更届出書を提出してください。

（注2） 申告の特例の適用を受けるために申請を行った者が、地方税法附則第7条第6項（第13項）各号のいずれかに該当する場合には、申告特例対象年に支出した全ての寄附金（同項第4号に該当する場合にあっては、同号に係るものに限る。）について申告の特例の適用は受けられなくなります。その場合に寄附金税額控除の適用を受けるためには、当該寄附金税額控除に関する事項を記載した確定申告書又は市町村民税・道府県民税の申告書を提出してください。

1. 当団体に対する寄附に関する事項

寄附年月日	寄附金額
令和 年 月 日	円

2. 申告の特例の適用に関する事項

申告の特例の適用を受けるための申請は、①及び②に該当する場合のみすることができます。①及び②に該当する場合、それぞれ下の欄の口にチェックをしてください。

① 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者である	<input type="checkbox"/>
--------------------------------------	--------------------------

（注） 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者とは、(1)及び(2)に該当すると見込まれる者をいいます。

- (1) 特例控除対象寄附金を支出する年の年分の所得税について所得税法第120条第1項の規定による申告書を提出する義務がない者又は同法第121条（第1項ただし書を除く。）の規定の適用を受ける者
- (2) 特例控除対象寄附金を支出する年の翌年の4月1日の属する年度分の市町村民税・道府県民税について、当該寄附金に係る寄附金税額控除の控除を受ける目的以外に、市町村民税・道府県民税の申告書の提出（当該申告書の提出がされたものとみなされる確定申告書の提出を含む。）を要しない者

② 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者である	<input type="checkbox"/>
-------------------------------------	--------------------------

（注） 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者とは、この申請を含め申告特例対象年の1月1日から12月31日の間に申告の特例の適用を受けるための申請を行う都道府県の知事又は市町村若しくは特別区の長の数が5以下であると見込まれる者をいいます。

マイナンバーカードについては両面、通知カードについては表面の写しを貼ってください。

① のりしろ
オモテ面のコピー



② のりしろ
ウラ面のコピー



通知カード裏面に記載がある場合は裏面コピーも添付下さい

通知カードの方は本人確認資料が必要です。添付資料についてのご説明をしっかりとお読みください。

③ のりしろ

④ のりしろ

顔入り身分証明証貼り付け

このスペースに貼れない本人確認資料については、本紙裏面に貼り付けてください

のりしろ

のりしろ

のりしろ

のりしろ

のりしろ

① 山折り
② 三つ折

② 三つ折
③ 山折り

- 【返信用封筒でご郵送いただければ切手代がかりません。どうぞご確認ください。】
1. 山折り線を作ります。
 2. 一度開き、青色ののりしろ②→③→④の順に山折りします。
 3. 送付するものの中に入れてください。
 4. ピンク色ののりしろ部分ののりづけを、のりしろと封かんされているかご確認ください。
 5. まちんと封かんされているかご確認ください。

料金受取人払郵便

唐津局
承認
1038

差出有効期間
2024年4月30日まで

8 4 7 8 7 9 0
0 2 6

行

【2022年 ワンストップ特例関係書類】

- 本人確認書類コピー
- 個人番号確認書類コピー
- 税額控除に係る申告特例申請書

※本封筒は普通郵便での郵送となります。郵便の到着確認が必要の方は、簡易書留等でご郵送ください。なお、その際の郵便料は自己負担となりますので、必要な郵便料の切手を貼ってください。

提出期限：2023年1月10日まで（必着）

※書類はすべて揃っていますか？



佐賀県唐津市鏡4337-1
ソフトプラス(株)佐賀営業所
一般財団法人こゆ地域づくり推進機構
（宮崎県新富町ふるさと納税係）



